

神奈川県立高等学校の受検料・入学料には減免制度があります

◇減免の対象

神奈川県立高等学校では、受検料（入学検定料）、入学料について、全部又は一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は次のいずれかに該当する方です。

- 1 生活保護を受給されている方→全額免除
 - 2 児童福祉施設等に入所されている方→全額免除
 - 3 経済的な理由により学費の負担が困難な方（収入審査が必要）
例）保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、非課税（0円）→全額免除、85,500円未満→半額免除
- ※ その他の理由（失職等による家計急変等）でも減免となる場合がありますので、各県立高等学校へ事前相談をお願いします。

要確認！！

◇減免される額

区 分	受検料（入学検定料）	入 学 料
全日制の課程	2,200円（全額免除）	5,650円（全額免除）
	1,100円（半額免除）	2,825円（半額免除）
定時制の課程	950円（全額免除）	2,100円（全額免除）
	475円（半額免除）	1,050円（半額免除）

◇申請書提出先

区 分	申 請 先
受検料（入学検定料）（同時に入学料の減免を申請する場合も含む）	県立高等学校事務室 （志願先以外でも可能）
入 学 料	入学する県立高等学校事務室

◇受付時間

月曜日から金曜日までの毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
（祝日、年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
※なお、学校により受付時間が異なる場合があります。

◇減免申請の流れ

裏面をご覧ください

◇事前相談及び申請書等の提出期限

○一括申請（受検料（入学検定料）と入学料の減免申請を一括で行う場合）：下記①の事前相談の締切日までに県立高等学校事務室（志願先以外でも可能）に相談をして、申請書等の提出期限までに提出してください。

○個別申請：下記①②の事前相談の締切日までに県立高等学校事務室（受検料は志願先以外でも可能、入学料は入学する高等学校）に相談をして、申請書等の提出期限までに提出してください。

①受検料（入学検定料）（及び入学料）の減免申請をする場合

区 分	事前相談の締切日	申請書等の提出期限
共通選抜 （全日制・定時制）	1月15日（火）	入学願書提出時の前日まで
定通分割選抜 （夜間の定時制）	2月15日（金）	

②入学料のみ減免申請をする場合

区 分	事前相談の締切日	申請書等の提出期限
共通選抜 （全日制・定時制）	2月28日（木）	入学手続き時の前日まで
定通分割選抜 （夜間の定時制）	3月20日（水）	

※ 二次募集の場合の締切日等は、志願（入学）先の各高等学校にお問い合わせください。

◇問合せ先

県立高等学校事務室又は、神奈川県教育委員会教育局行政部
財務課財務指導グループ（電話 045-210-8113）

減免申請（手続）の流れ

①事前相談

- ・県立高等学校事務室（志願先以外でも可能）へ電話等での相談を事前に行ってください。（事前相談先と実際の志願先が違って、県立高校であれば同じ基準で免除の審査をします。
- ・申請書等の提出書類についての説明を受けてください。
- ・申請書等の様式は各公立中学校又は県立高等学校で受け取ってください。
- ・後日、審査に関する連絡をする場合があります。

②申請

- ・申請書等の提出期限までに申請書等必要書類を県立高等学校事務室に提出してください。なお、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載された書類が間に合わない場合は、申請書だけは必ず申請書等の提出期限までに提出してください。申請書を申請書等の提出期限内に提出されない場合は、減免できません。

③審査

- ・審査は県立高等学校で行われ、提出された書類等に不備等がある場合は、県立高等学校から連絡します。

④結果送付

- ・減免の結果（審査結果通知）を申請者へ送付します。
- ・併せて全額又は半額の免除が許可された方へは、「審査結果確認証」を送付します。
- ・半額の免除が許可された方には半額免除者用の納付書も交付されます。

⑤願書提出

- ・全額免除の許可を受けた方
「審査結果確認証」を1枚、「入学願書」の裏面にのり付けして提出してください。
- ・半額免除の許可を受けた方
「審査結果確認証」1枚及び半額免除者用の納付書の「収入済証明書」を「入学願書」の裏面にのり付けして提出してください。
- ・減免の結果が不許可であった方
納付書又は現金で受検料の全額を納付してください。
- ・出願時までに減免の結果が通知されなかった方
納付書又は現金で受検料の全額を納付してください。ただし、その後、全額又は半額の免除と決定した場合は、還付請求をすることで納付した額を返金いたします。
※ 二次募集の場合は、「審査結果通知」を持参し、受付窓口で提示してください。

⑥入学手続

- ・全額免除の許可を受けた方
「審査結果確認証」を1枚、「入学料納付済書」にのり付けして提出してください。
- ・半額免除の許可を受けた方
「審査結果確認証」を1枚及び半額免除者用の「収入済証明書」を、「入学料納付済書」にのり付けして提出してください。
- ・減免の結果が不許可であった方
納付書又は現金で入学料を全額納付してください。
- ・入学手続時までに減免の結果が通知されなかった方
納付書又は現金で入学料を全額納付してください。ただし、その後、全額又は半額の免除と決定した場合は、還付請求をすることで納付した額を返金いたします。
※ 二次募集の場合は、「審査結果通知」を持参し、受付窓口で提示してください。